証券コード 8367
平成22年６月８日

株主の皆さまへ

奈 良 市 橋 本 町 16 番 地
株式会社 **南 都 銀 行**
取締役頭取 植 野 康 夫

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成22年６月28日（月曜日）午後５時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】
　パソコン又は携帯電話から議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（64頁から65頁まで）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成22年６月29日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　奈良市橋本町16番地
　　当行本店６階大会議室

3. **目的事項**

報告事項

1. 第122期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第122期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. **招集にあたっての決定事項**

(1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。

(2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ（http://www.nantobank.co.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

（添付書類）

第122期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告

１　当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、依然として低水準の状態が続いており、自立的回復力はなお弱く、また、失業率が高水準にあるなど厳しい経済環境で推移しました。

しかしながら、年度後半には生産や輸出も回復に向かうなか、設備投資も概ね下げ止まるなど、景気に持ち直しの動きが見られるようになりました。

こうした情勢のもと、金融面をみますと、日本銀行の政策金利については低金利政策が継続され、誘導目標である翌日物の無担保コールレートは0.1％前後で推移し、また、長期市場金利の指標である10年物国債の流通利回りについても1.3％台を中心に推移し、当期末は1.3％台後半となりました。

一方、株価については、景気が持ち直しの動きを続けるなか、期初には8,000円台で低迷していた日経平均株価は、３月末には11,000円台まで回復しました。

地元経済の動き

国内経済は低調ながらも持ち直しの動きが見られるなか、地元経済においては一部に回復の兆しも見られるものの、総じて厳しい状況が続いています。

個人消費は、乗用車販売がエコカー減税の効果もあり前年を上回ったものの、大型小売店販売が衣料品や身の回り品を中心に前年を下回っており、住宅建築は、前年比マイナス20～30％の水準で推移するなど低調な状況で推移しました。

生産活動は依然として低調な推移となっていますが、年度後半には一般機械、プラスチック製品などにおいては回復の兆しが窺えるなど、一部では緩やかながら持ち直しの動きが見られます。一方、雇用情勢は有効求人倍率が低水準で推移するなど引き続き厳しい状況が続いています。

なお、地元観光産業は、一時、新型インフルエンザの影響による落ち込みもありましたが、その後回復し、平成22年の年初から始まった平城遷都1300年祭のイベントに合わせ盛り上がりが期待されています。

当 行 の 業 績

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

以上のような経済・金融環境のもとで当行は、地域に密着した着実な営業活動を展開し、営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

＜預　金＞

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに、安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金、法人預金とも堅調に推移し、預金は期中522億円増加し、当期末残高は４兆464億円となりました。一方、譲渡性預金は、法人からのお預け入れが減少したことから期中174億円減少し、当期末残高は815億円となりました。

なお、投資信託等の預かり資産は期中24億円増加し、当期末残高は3,325億円となりました。

＜貸出金＞

中小企業金融円滑化法の制定などを踏まえ、地域密着型金融の推進に引き続き努め中堅・中小企業向けや個人向け融資の増加に注力するとともに、地方公共団体からの資金のご要請にも積極的にお応えいたしました。しかし、地域経済が厳しい状況のなか、中小企業の事業が低迷し、また、住宅着工件数が大幅に減少したことなどを受け、資金需要が伸び悩んだことから貸出金は期中1,251億円減少し、当期末残高は２兆7,425億円となりました。

＜有価証券＞

国債や地方債を引受けるとともに、ポートフォリオの効率性向上の観点から運用を行った結果、有価証券は期中1,341億円増加し、当期末残高は１兆5,606億円となりました。

＜損　益＞

営業基盤や収益力の強化と自己資本の充実に取り組むなか、景気が緩やかながらも持ち直すもとで株式市場等の安定化から有価証券関係損益が大幅に改善いたしましたので、経常利益は104億円に、また、当期純利益は73億円となりました。

＜店　舗＞

店舗網の整備につきましては、お客さまの利便性の向上、並びに営業力の強化及び効率化の観点から継続して取り組んでおります。

当期におきましては、平成21年９月に兵庫県内で初めての営業拠点となる「尼崎支店」を新設いたしました。「尼崎支店」では、法人のお客さまの資金調達・運用ニーズに加えて、個人のお客さまのホームローンなどにも幅広くお応えしています。

また、同年８月には「三山木支店」を、10月には「結崎支店」を新築移転いたしました。新店舗では、お客さまにより一層便利にご利用いただけるよう、カード式貸金庫の設置や資産運用などの相談対応ができる専用ブースの設置など設備面の充実を図っています。

この結果、当期末の店舗数は前期末に比べ１か店増加して132か店となりました。

店外キャッシュコーナー（店舗外現金自動設備）につきましては、期中４か所に新設し、１か所を廃止いたしました結果、当期末現在の総数は199か所となりました。また、当行のキャッシュカードを幅広くご利用いただけるよう、平成22年１月にイオン銀行とＡＴＭの相互利用に関し提携するなど、ネットワークの強化によりお客さまの利便性向上に努めております。

＜その他の主な施策＞

当行では、“高齢化が進み人口や世帯数が減少している地域においても、地域金融機関としての役割を果たすとともに、住民の方々に安心してお取引いただけるよう、フェイス・トゥ・フェイスの金融サービスを提供する”という方針のもと、「代理店」を活用した店舗配置の見直しに取り組みました。具体的には、平成22年４月から当行の一部の店舗において、窓口営業の運営をなんぎん代理店株式会社（当行100％出資会社、平成21年10月設立）に委託いたします。当行では「代理店」を支店・出張所に次ぐ第３の有人店舗と位置付けており、今後、「代理店」を当行の店舗網に最適配置することで、引き続き地域における金融サービスの提供に努めてまいります。

また、平成22年に開催される平城遷都1300年祭に向け、平成21年５月から平城遷都1300年記念定期預金《愛称》「なんとdeせんと」の取扱を開始いたしました。本定期預金には特別金利を適用するとともに、当行オリジナルデザインの“せんとくん”をあしらった専用の預金証書を発行しており、お客さまからは大変ご好評いただいております。当行では、地元金融機関として引き続き平城遷都1300年祭を積極的に応援してまいります。

そのほか、新たなビジネスマッチング機会の提供を目的とした「＜ナント＞農商工ビジネスフェア2009」を平成21年12月に開催いたしました。本フェアは、一昨年まで個別に開催していた「元気企業ビジネスフェアＮＡＮＴＯ」と「＜ナント＞食の商談会」を融合させたもので、異業種企業間の連携をサポートしております。

当行は、今後とも地域の活性化に向けて様々な取組を行ってまいります。

当行の対処すべき課題

景気は緩やかに持ち直しの動きを続けているものの、企業の資金需要は依然として低迷しており、当行を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。特に、「郵政改革」「自己資本規制の強化」「国際財務報告基準の導入」などの環境変化が当行の経営に大きな影響を及ぼすものと思われます。

こうした厳しい経営環境や外部環境の変化を踏まえつつ、引き続き、当行が将来にわたり地域とともに成長していくための経営戦略として、中期経営計画「モア・バリュー“ＮＡＮＴＯ”」（期間３年間：平成20年４月～平成23年３月）を積極的に推進してまいります。

「モア・バリュー“ＮＡＮＴＯ”」の４つの重点戦略「地域・部門別営業力の強化」「内部管理態勢の充実・高度化」「人材マネジメントの強化」「ＣＳＲの推進」に基づく諸施策を着実に実行していくことで、収益性と健全性のバランスを確保しながら強靭な経営体質の実現と「地域・お客さま、株主、従業員」といったステークホルダーの価値向上をめざしています。

具体的には、奈良県を中心とする既存営業エリアにおいては、銀行全体の効率性を高めていくためにマーケット特性に応じたメリハリのある営業体制の構築を行い、重点戦略地域と位置付けている大阪エリアにおいては、経営資源を積極的に投入することで、貸出金・預金及び預かり資産の増強を図ってまいります。

また、金融円滑化への対応についても積極的な対応を図っています。まず、平成21年11月には審査部内に審査部長を金融円滑化管理責任者とする金融円滑化推進チームを設置するとともに、営業店においては営業店長を責任者として、審査部等と連携を取りながら金融円滑化に幅広く対応するための組織整備を行いました。引き続き平成22年２月には８カ条からなる金融円滑化方針を制定し、当行ではこの基本方針に則り個々のお取引先の業況を十分に把握し、状況に応じた資金繰りや企業支援にこれまで以上に積極的に取り組んでいく方針を明確にいたしました。また、事業資金や個人のお客さまの住宅ローンのご返済についても、弾力的に条件変更に応じることを改めて明確にいたしました。

当行が地域の発展に貢献するという使命を果していくためには、今後とも内部管理態勢を充実・高度化するなど経営管理をより強化し、経営の健全性を向上させ、お客さまや株主の皆さまなどステークホルダーからのさらなる信頼を得ることが不可欠であります。

当行では引き続き、経営管理態勢、コンプライアンス態勢並びにリスク管理態勢の整備等にかかる「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」に基づき、内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいります。

また、金融商品の複雑化や金融サービスの多様化が進むなかで、コンプライアンスの強化を図るとともに、商品・サービスなど様々な観点から、お客さま満足の向上にも取り組んでおります。

平成21年３月に設置した「南都ＣＳ向上委員会」でお取引先や外部有識者の方々からいただいた貴重な助言や提言に基づき、当行内の「ＣＳ向上検討ワーキング」で対応策を検討し、それを経営に反映させることで従来にも増してより質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

今後も、こうした取組により、顧客への説明態勢及び相談機能を充実・強化するほか、適切な情報開示やＩＲの充実を通じて、経営の透明性を高め、地域のお客さまや株主の皆さまからの信頼確保に努めてまいります。

また、ＣＳＲに関する取組として、昨年12月に当行の「林業等の地域産業活性化および森林や地球環境の保全をめざす『Yoshino Heartプロジェクト』への応援・支援」に関し、近畿財務局より地域密着型金融における特に優れた取組として顕彰を受けております。今後とも当行の知的・人的資源を活かし、地域振興や環境保全につながる活動を継続的に進めてまいりたいと考えております。

また、これらの様々な施策を着実に推進していくためには、人材・組織の活性化が不可欠であり、そのため、平成21年４月から人事諸制度を変更しこれまで以上に人材の育成に取り組んでおります。

当行は、地域とともに歩み発展するという地方銀行の使命を常に念頭に置き、今後とも役職員一同持てる力を最大限発揮して豊かで活力ある地域経済・社会の実現と、企業価値のさらなる向上のために尽力してまいる決意でありますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
預金	39,446	39,464	39,942	40,464
定期性預金	19,710	19,552	19,952	20,870
その他	19,736	19,911	19,989	19,594
社債	200	200	200	400
貸出金	26,453	26,942	28,677	27,425
個人向け	7,224	7,838	8,227	8,132
中小企業向け	10,651	10,360	10,730	9,650
その他	8,577	8,742	9,719	9,643
商品有価証券	39	43	22	18
有価証券	17,001	15,407	14,265	15,606
国債	6,367	6,409	7,905	9,174
地方債	2,222	2,834	2,286	2,275
その他	8,412	6,162	4,073	4,156
総資産	46,420	45,517	45,963	45,579
内国為替取扱高	275,962	282,792	248,174	230,722
外国為替取扱高	百万ドル 1,461	百万ドル 1,643	百万ドル 1,435	百万ドル 1,761
経常利益 （△は経常損失）	百万円 11,172	百万円 △994	百万円 △27,531	百万円 10,401
当期純利益 （△は当期純損失）	百万円 6,327	百万円 5,049	百万円 △22,349	百万円 7,326
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 22 81	円 銭 18 23	円 銭 △80 96	円 銭 26 56

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,722人	2,645人
平均年齢	38年５月	38年９月
平均勤続年数	16年６月	16年10月
平均給与月額	428千円	434千円

注　1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	92	(16)	92	(16)
京都府	15	(1)	15	(1)
大阪府	13	(—)	13	(—)
和歌山県	7	(—)	7	(—)
三重県	3	(—)	3	(—)
兵庫県	1	(—)	—	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
合計	132	(17)	131	(17)

注　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を２か所（前年度末２か所）、店舗外現金自動設備を199か所（前年度末196か所）それぞれ設置しております。このほか、イーネット参加銀行と共同で10,256か所（前年度末9,489か所）、また、セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で14,601か所（前年度末13,803か所）の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
尼崎支店	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番地

注　1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
木津支店　木津川市役所出張所　（京都府木津川市）
天理支店　天理大学出張所　（奈良県天理市）

桜井支店　スーパーセンターオークワ桜井店出張所　（奈良県桜井市）
郡山支店　イオンモール大和郡山出張所　（奈良県大和郡山市）
このほか、イーネット参加銀行と共同で1,173か所、セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で1,357か所の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

2．当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
ＪＲ奈良駅前支店　一条通り出張所　（奈良県奈良市）
このほか、イーネット参加銀行は406か所、セブン銀行及び同行との提携銀行は559か所、それぞれ店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,684

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
結崎支店の新築・移転	206	206
三山木支店の新築・移転	336	168
王寺南支店の新築・移転	317	177
ソフトウエアの取得	2,279	2,279
リース資産の取得	693	693
(除却)		
旧結崎支店の除却		

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
南都地所株式会社	奈良市橋本町16番地	不動産賃貸・管理業	昭和44年11月８日	30	100	―
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町１丁目93番地２	銀行の事務代行等業務	昭和59年６月１日	10	100	―
南都スタッフサービス株式会社	奈良市大宮町６丁目２番地の１	人材派遣業	平成３年３月18日	20	100	―
南都アセットリサーチ株式会社	奈良市橋本町16番地	担保不動産調査・評価業	平成17年７月４日	20	100	―
なんぎん代理店株式会社	奈良市橋本町16番地	銀行代理業	平成21年10月６日	50	100	―
南都信用保証株式会社	奈良市西大寺国見町１丁目２番１号	信用保証業	昭和59年10月９日	10	72 (69)	(注３)
南都リース株式会社	奈良市大森町52番地の１	リース業	昭和59年12月22日	50	70 (65)	(〃)
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町１丁目93番地２	ソフトウエア開発等業務	昭和61年７月１日	10	74 (69)	(〃)
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町６丁目２番地の１	投資顧問業	昭和61年11月21日	120	73 (68)	(〃)
南都ディーシーカード株式会社	奈良市西大寺東町２丁目１番56号	クレジットカード業	平成２年10月12日	50	76 (71)	(〃)
南都カードサービス株式会社	奈良市西大寺東町２丁目１番56号	クレジットカード業	平成２年12月10日	50	76 (71)	(〃)
Nanto Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	投融資業	平成19年１月29日	20,600	100	―

注　1．記載金額は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2．当行が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、間接所有比率（内書き）であります。
3．銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等であります。
4．平成21年10月６日付をもって100％子会社なんぎん代理店株式会社を設立いたしました。
5．当行の連結対象会社は上記12社であり、持分法適用会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
西　口　廣　宗	取締役会長 （代表取締役）		
植　野　康　夫	取締役頭取 （代表取締役）		
紲　井　　憲	専務取締役 （代表取締役 大阪地区本部長）		
堀　内　保　男	専務取締役 （代表取締役）		
嶌　川　安　雄	常務取締役		
橋　本　正　昭	常務取締役		
松　岡　弘　樹	常務取締役		
羽　山　太　郎	常務取締役 （審査部長）		
橋　本　隆　史	取締役 （人事部長）		
米　田　清　貴	取締役 （本店営業部長）		
三　橋　秀　光	取締役 （東京支店長兼東京事務所長）		
今　西　武　史	取締役 （大阪中央営業部長）		
吉　田　幸　作	取締役 （事務統括部長）		
北　　義　彦	取締役 （営業統括部長）		
箕　輪　尚　起	取締役 （総合企画部長）		
坂　本　高　彦	常任監査役（常勤）		
逸　﨑　　正	監査役（常勤）		
小　倉　修　三	監査役（社外監査役）	近鉄情報システム株式会社　相談役	
阪　井　紘　行	監査役（社外監査役）	阪井紘行法律事務所 弁護士	
湊　　明　彦	監査役（社外監査役）	株式会社丸の内よろず 代表取締役社長	

注　監査役　小倉修三、阪井紘行及び湊　明彦の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に対し、独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	17　名	441
監　査　役	6　名	65
計	23　名	507

注　1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、平成21年６月26日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名を含めております。
3．報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度発生額75百万円（取締役66百万円、監査役８百万円）を含めております。
4．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
小　倉　修　三	近鉄情報システム株式会社の相談役であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。
阪　井　紘　行	阪井紘行法律事務所の弁護士であります。 なお、同法律事務所と当行との間には特別の関係はありません。
湊　　明　彦	株式会社丸の内よろずの代表取締役社長であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小　倉　修　三	6年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
阪　井　紘　行	3年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士として有する専門的知識に基づき、当行の業務執行における適法性確保に関して適切な助言・提言を行っております。
湊　　明　彦	10ヵ月	平成21年６月26日就任以降開催の取締役会11回の全てに出席し、また、平成21年６月26日就任以降開催の監査役会10回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4　名	20	―

注　1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2．銀行からの報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度発生額２百万円を含めております。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　　640,000千株
発行済株式の総数　　281,756千株
（自己株式6,037千株を含む）
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　14,895名

(3) 大　　株　　主（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,740	6.07
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	12,854	4.66
南都銀行従業員持株会	8,633	3.13
日本生命保険相互会社	8,531	3.09
明治安田生命保険相互会社	8,430	3.05
東京海上日動火災保険株式会社	6,247	2.26
住友生命保険相互会社	5,420	1.96
株式会社森精機製作所	4,766	1.72
北村林業株式会社	4,063	1.47
第一生命保険相互会社	4,060	1.47

注　1．当行は、自己株式6,037千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3．持株比率は、自己株式（6,037千株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
4．第一生命保険相互会社は、平成22年４月１日付で株式会社に組織変更しております。

５　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
あずさ監査法人 指定社員　米　林　　彰 指定社員　脇　田　勝　裕	79	当行は、社債の発行に際して、会計監査人に対しコンフォート・レターの作成を依頼し、その対価を支払っております。

注　1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3．当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は88百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した時は、「会計監査人の解任又は不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

６　業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針について決議しております。

本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客説明管理態勢や顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢に関する規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図る。
・「金融円滑化基本方針」を定め、「金融円滑化管理規程」を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
・年度毎にコンプライアンスや顧客保護等管理の強化に向けた具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定したうえ、実施状況を確認し適宜見直しを行う。
・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的として設置した内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を策定し、全役職員に配付のうえ集合研修・職場単位での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンス・マインドの醸成を図る。
・「懲罰規程」を制定し、懲罰処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
・また、「反社会的勢力等対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断するため毅然たる態度で臨み断固介入を阻止する態勢を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロールを行う。
・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢の整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される常務会を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行及び連結対象子会社で構成する南都銀行グループは、地域への優れた総合金融サービスの提供を経営理念とし、企業価値の最大化と透明性の高いグループ経営を実現するため、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備をはじめ、経営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢、金融円滑化管理態勢を整備することにより、南都銀行グループ全体の業務の適正を確保する。
・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役は業務の適正を確保するための体制の一翼を担う重要な機関であり、その監査の実効性を確保することが不可欠であることから、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、使用人に監査役の業務を補助させる。

(7) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

・取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・行内の稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
・監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
・監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

第122期末（平成22年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	124,809	預金	4,046,478
現金	52,245	当座預金	104,977
預け金	72,564	普通預金	1,747,551
コールローン	2,145	貯蓄預金	33,087
買入金銭債権	4,421	通知預金	2,027
商品有価証券	1,831	定期預金	2,087,018
商品国債	700	その他の預金	71,815
商品地方債	1,130	譲渡性預金	81,593
金銭の信託	24,500	債券貸借取引受入担保金	83,573
有価証券	1,560,677	借用金	76,900
国債	917,400	借入金	76,900
地方債	227,593	外国為替	253
社債	49,029	売渡外国為替	161
株式	88,941	未払外国為替	92
その他の証券	277,712	社債	40,000
貸出金	2,742,590	その他負債	18,280
割引手形	19,660	未決済為替借	10
手形貸付	111,065	未払法人税等	36
証書貸付	2,283,407	未払費用	9,426
当座貸越	328,456	前受収益	1,314
外国為替	1,241	従業員預り金	1,398
外国他店預け	1,201	金融派生商品	1,362
買入外国為替	16	リース債務	1,026
取立外国為替	23	その他の負債	3,705
その他資産	26,416	退職給付引当金	10,407
前払費用	73	役員退職慰労引当金	454
未収収益	7,896	睡眠預金払戻損失引当金	93
先物取引差入証拠金	39	偶発損失引当金	2,106
金融派生商品	7,423	支払承諾	17,809
その他の資産	10,983	負債の部合計	4,377,952
有形固定資産	39,795	（純資産の部）	
建物	10,951	資本金	29,249
土地	24,642	資本剰余金	18,830
リース資産	832	資本準備金	18,813
建設仮勘定	741	その他資本剰余金	16
その他の有形固定資産	2,628	利益剰余金	113,691
無形固定資産	10,892	利益準備金	13,257
ソフトウエア	7,793	その他利益剰余金	100,434
リース資産	235	別途積立金	92,240
その他の無形固定資産	2,863	繰越利益剰余金	8,194
繰延税金資産	30,945	自己株式	△2,973
支払承諾見返	17,809	株主資本合計	158,798
貸倒引当金	△30,134	その他有価証券評価差額金	21,728
		繰延ヘッジ損益	△536
		評価・換算差額等合計	21,192
		純資産の部合計	179,990
資産の部合計	4,557,943	負債及び純資産の部合計	4,557,943

第122期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		85,894
資金運用収益	69,239	
貸出金利息	50,967	
有価証券利息配当金	17,962	
コールローン利息	42	
預け金利息	90	
その他の受入利息	177	
役務取引等収益	10,213	
受入為替手数料	2,907	
その他の役務収益	7,305	
その他業務収益	3,952	
外国為替売買益	197	
商品有価証券売買益	17	
国債等債券売却益	3,711	
金融派生商品収益	24	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	2,489	
株式等売却益	680	
金銭の信託運用益	629	
その他の経常収益	1,179	
経常費用		75,493
資金調達費用	9,942	
預金利息	8,044	
譲渡性預金利息	258	
コールマネー利息	17	
債券貸借取引支払利息	206	
借用金利息	787	
社債利息	227	
金利スワップ支払利息	360	
その他の支払利息	39	
役務取引等費用	4,159	
支払為替手数料	536	
その他の役務費用	3,622	
その他業務費用	920	
国債等債券売却損	689	
国債等債券償還損	160	
国債等債券償却	70	
営業経費	51,917	
その他経常費用	8,553	
貸倒引当金繰入額	1,379	
貸出金償却	3,903	
株式等売却損	157	
株式等償却	771	
金銭の信託運用損	48	
その他の経常費用	2,293	
経常利益		10,401
特別利益		1,735
償却債権取立益	1,735	
特別損失		141
固定資産処分損	63	
減損損失	77	
税引前当期純利益		11,996
法人税、住民税及び事業税	80	
法人税等調整額	4,590	
法人税等合計		4,670
当期純利益		7,326

第122期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	29,249
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	29,249
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	18,813
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	18,813
その他資本剰余金	
前期末残高	16
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	16
資本剰余金合計	
前期末残高	18,830
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	18,830
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	13,257
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	13,257
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	116,240
当期変動額	
別途積立金の取崩	△24,000
当期変動額合計	△24,000
当期末残高	92,240
繰越利益剰余金	
前期末残高	△21,477
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,326
別途積立金の取崩	24,000
当期変動額合計	29,671
当期末残高	8,194

科　　目	金　　額
利益剰余金合計	
前期末残高	108,019
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,326
別途積立金の取崩	―
当期変動額合計	5,671
当期末残高	113,691
自己株式	
前期末残高	△2,945
当期変動額	
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△27
当期末残高	△2,973
株主資本合計	
前期末残高	153,154
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,326
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
当期変動額合計	5,644
当期末残高	158,798
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△17,051
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,780
当期変動額合計	38,780
当期末残高	21,728
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△425
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△111
当期変動額合計	△111
当期末残高	△536
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△17,476
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,668
当期変動額合計	38,668
当期末残高	21,192

科　　目	金　　額
純資産合計	
前期末残高	135,677
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,326
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,668
当期変動額合計	44,312
当期末残高	179,990

個　別　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　６年～50年
   その他　　３年～20年
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
   (3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
   社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,368百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度に全額を一時費用処理

数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(会計方針の変更)

当事業年度から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(会計方針の変更)

偶発損失引当金については、従来、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を資産の部の「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、重要性が増したことから財政状態をより適切に表示するため、当事業年度から負債の部に「偶発損失引当金」として計上することとしております。なお、前事業年度の「貸倒引当金」に含まれる偶発損失引当金は761百万円であります。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から15年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額　744百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,212百万円、延滞債権額は65,122百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は3,332百万円であります。
   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,605百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,273百万円であります。
   なお、上記2.から5.までに掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,676百万円であります。
7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
   担保に供している資産
   有価証券　396,454百万円
   貸出金　30,000百万円
   担保資産に対応する債務
   預　金　32,805百万円
   債券貸借取引受入担保金　83,573百万円
   借用金　56,300百万円
   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,766百万円を差し入れております。
   また、その他の資産のうち保証金は1,793百万円、その他の無形固定資産のうち権利金は289百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は840,421百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが828,153百万円あります。
   なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額　29,916百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額　739百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,600百万円が含まれております。
12. 社債は劣後特約付無担保社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,031百万円であります。
14. １株当たりの純資産額　652円80銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額　14,445百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額　30,882百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	244百万円
役務取引等に係る収益総額	75百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	232百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	746百万円
役務取引等に係る費用総額	1,105百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,856百万円

2. １株当たり当期純利益金額　26円56銭

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,985	56	4	6,037	（注）
合計	5,985	56	4	6,037	

（注）　単元未満株式の買取りによる増加又は売渡しによる減少であります。

（リース取引関係）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	有形固定資産	5,500百万円
	無形固定資産	1,306百万円
	合計	6,806百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	3,694百万円
	無形固定資産	857百万円
	合計	4,552百万円
期末残高相当額	有形固定資産	1,805百万円
	無形固定資産	448百万円
	合計	2,254百万円

・未経過リース料期末残高相当額

１年内	1,198百万円
１年超	1,222百万円
合計	2,421百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,381百万円
減価償却費相当額	1,213百万円
支払利息相当額	167百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

（会計方針の変更）

当事業年度から、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	11

2. 満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	5,231	5,302	71
	小　計	5,231	5,302	71
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小　計	—	—	—
合　計		5,231	5,302	71

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年３月31日現在）

子会社株式及び子法人等株式で、時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	744
関連法人等株式	—
合　計	744

4. その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	68,079	52,060	16,019
	債　券	1,104,607	1,078,913	25,693
	国　債	861,984	842,716	19,267
	地方債	203,026	197,464	5,562
	社　債	39,596	38,732	863
	その他	137,923	132,905	5,018
	うち外国証券	131,699	127,197	4,502
	小　計	1,310,610	1,263,879	46,731
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	18,444	19,635	△1,190
	債　券	84,184	84,981	△796
	国　債	55,416	55,639	△223
	地方債	24,566	24,800	△233
	社　債	4,201	4,541	△339
	その他	139,125	153,615	△14,489
	うち外国証券	131,643	145,330	△13,687
	小　計	241,754	258,232	△16,477
合　計		1,552,365	1,522,111	30,254

（注）非上場株式（貸借対照表計上額2,273百万円）及び組合出資金（貸借対照表計上額905百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	3,891	680	157
債　券	209,266	1,006	561
国　債	122,180	278	433
地方債	53,406	485	115
社　債	33,679	242	12
その他	29,064	2,705	128
うち外国証券	28,994	2,686	128
合　　計	242,222	4,392	847

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、824百万円（株式753百万円、その他70百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、あるいは事業年度末日に時価の下落率が30％以上50％未満の場合で１年以内に時価の回復する見込みがない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	24,500	42

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	16,744百万円
退職給付引当金	6,865百万円
減価償却費	944百万円
土地評価損	4,673百万円
減損損失	1,693百万円
有価証券評価損	10,284百万円
税務上の繰越欠損金	9,010百万円
繰延ヘッジ損益	362百万円
その他	3,175百万円
繰延税金資産小計	53,754百万円
評価性引当額	△14,283百万円
繰延税金資産合計	39,471百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,525百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	8,526百万円
繰延税金資産の純額	30,945百万円

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子法人等	南都信用保証株式会社（注）1	奈良県奈良市	10	信用保証業	72〔69〕（注）2	各種ローンの債務保証 役員の兼任	被債務保証	733,998	—	—

（注）1.　当行は、南都信用保証株式会社より各種ローンの保証を受けております。
2.　議決権等の所有（被所有）割合欄の〔　〕内は、間接所有割合（内書き）であります。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	仲谷　淳	—	—	会社員	—	当行専務取締役 紺井 憲の娘婿 資金の融資	貸出取引 利息受入	16 0	貸出金 —	15 —
	仲谷直美	—	—	公務員	—	当行専務取締役 紺井 憲の長女 資金の融資	貸出取引 利息受入	16 0	貸出金 —	15 —
	堀内啓克	—	—	公務員	—	当行専務取締役 堀内保男の長男 資金の融資	貸出取引 利息受入	— 0	貸出金 —	14 —
	堀内誉士	—	—	会社員	—	当行専務取締役 堀内保男の次男 資金の融資	貸出取引 利息受入	— 0	貸出金 —	23 —
	野村修一	—	—	会社役員	—	当行常務取締役 嶌川安雄の義弟 資金の融資	貸出取引 利息受入	— 0	貸出金 —	29 —
	野村聡子	—	—	会社役員	—	当行常務取締役 嶌川安雄の妹 資金の融資	貸出取引 利息受入	— 0	貸出金 —	29 —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社都ホテル（注）2	奈良県奈良市	10	駐車場経営	—	資金の融資	貸出取引 利息受入	— 26	更生債権その他これに準ずる債権（注）3	1,182 —
	日研ブラスト工業株式会社（注）4	大阪府大東市	10	金属製品加工業	—	資金の融資	貸出取引 利息受入	— 1	貸出金 —	134 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.　貸出取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。
2.　当行常務取締役橋本正昭の近親者が議決権の84.0%を直接保有しております。
3.　更生債権等に対し、595百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において43百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4.　当行取締役箕輪尚起の近親者が議決権の50.6%を直接保有しております。

連結貸借対照表

（平成22年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	124,821	預金	4,036,781
コールローン及び買入手形	2,145	譲渡性預金	81,193
買入金銭債権	4,421	債券貸借取引受入担保金	83,573
商品有価証券	1,831	借用金	62,890
金銭の信託	24,500	外国為替	253
有価証券	1,560,110	社債	40,000
貸出金	2,730,540	その他負債	26,007
外国為替	1,241	退職給付引当金	10,508
その他資産	48,296	役員退職慰労引当金	454
有形固定資産	42,462	睡眠預金払戻損失引当金	93
建物	11,928	偶発損失引当金	2,106
土地	24,733	支払承諾	17,809
建設仮勘定	741	負債の部合計	4,361,672
その他の有形固定資産	5,058	（純資産の部）	
無形固定資産	11,808	資本金	29,249
ソフトウエア	8,658	資本剰余金	18,830
その他の無形固定資産	3,150	利益剰余金	116,163
繰延税金資産	34,278	自己株式	△2,973
支払承諾見返	17,809	株主資本合計	161,270
貸倒引当金	△35,499	その他有価証券評価差額金	21,739
		繰延ヘッジ損益	△536
		評価・換算差額等合計	21,203
		少数株主持分	24,621
		純資産の部合計	207,095
資産の部合計	4,568,768	負債及び純資産の部合計	4,568,768

連結損益計算書

（平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**93,932**
資金運用収益	**69,157**	
貸出金利息	50,878	
有価証券利息配当金	17,964	
コールローン利息及び買入手形利息	42	
預け金利息	90	
その他の受入利息	181	
役務取引等収益	**18,540**	
その他業務収益	**3,952**	
その他経常収益	**2,281**	
経常費用		**83,003**
資金調達費用	**9,324**	
預金利息	8,010	
譲渡性預金利息	258	
コールマネー利息及び売渡手形利息	17	
債券貸借取引支払利息	206	
借用金利息	229	
社債利息	227	
その他の支払利息	373	
役務取引等費用	**9,184**	
その他業務費用	**921**	
営業経費	**53,064**	
その他経常費用	**10,509**	
貸倒引当金繰入額	1,608	
その他の経常費用	8,900	
経常利益		**10,928**
特別利益		**2,009**
償却債権取立益	2,009	
特別損失		**142**
固定資産処分損	64	
減損損失	77	
税金等調整前当期純利益		**12,796**
法人税、住民税及び事業税	**188**	
法人税等調整額	**4,512**	
法人税等合計		**4,701**
少数株主利益		**802**
当期純利益		**7,293**

連結株主資本等変動計算書

（平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	29,249
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	29,249
資本剰余金	
前期末残高	18,830
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	18,830
利益剰余金	
前期末残高	110,525
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,293
当期変動額合計	5,638
当期末残高	116,163
自己株式	
前期末残高	△2,945
当期変動額	
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△27
当期末残高	△2,973
株主資本合計	
前期末残高	155,659
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,293
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
当期変動額合計	5,611
当期末残高	161,270

科　　目	金　　額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△17,048
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,788
当期変動額合計	38,788
当期末残高	21,739
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△425
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△111
当期変動額合計	△111
当期末残高	△536
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△17,473
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,676
当期変動額合計	38,676
当期末残高	21,203
少数株主持分	
前期末残高	24,447
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	173
当期変動額合計	173
当期末残高	24,621
純資産合計	
前期末残高	162,634
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	7,293
自己株式の取得	△30
自己株式の処分	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,850
当期変動額合計	44,461
当期末残高	207,095

連　結　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
　子会社及び子法人等12社は全て連結しております。
　　会社名
　　南都地所株式会社
　　南都ビジネスサービス株式会社
　　南都スタッフサービス株式会社
　　南都アセットリサーチ株式会社
　　なんぎん代理店株式会社
　　南都信用保証株式会社
　　南都リース株式会社
　　南都コンピュータサービス株式会社
　　南都投資顧問株式会社
　　南都ディーシーカード株式会社
　　南都カードサービス株式会社
　　Nanto Preferred Capital Cayman Limited
　なお、なんぎん代理店株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。
　子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。(以下の各項目においても同様であります。)
2. 持分法の適用に関する事項
　関連法人等がないため持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
　連結される子会社及び子法人等の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会　社　名	決算日
Nanto Preferred Capital Cayman Limited	１月31日　※

　※　当連結会計年度において決算日を従来の３月31日から１月31日に変更しておりますが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。
4. 会計処理基準に関する事項
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法
①　有形固定資産（リース資産を除く）
　当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。
　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　　６年～50年
　　その他　　３年～20年
　連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,039百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に全額を一時費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

当連結会計年度から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。
(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)
偶発損失引当金については、従来、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を資産の部の「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、重要性が増したことから財政状態をより適切に表示するため、当連結会計年度から負債の部に「偶発損失引当金」として計上することとしております。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金」に含まれる偶発損失引当金は761百万円であります。
(11) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建の資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(12) リース取引の処理方法
貸手側において、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同年３月31日現在における有形固定資産及び無形固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をその他資産中のリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しております。
また、当該リース債権及びリース投資資産に関して、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　平成19年３月30日）適用後の残存期間における利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、定額法によっております。なお、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益と、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によった場合の税金等調整前当期純利益との差額は軽微であります。
(13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ)金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。
また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から15年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53百万円（税効果額控除前）であります。
(ロ)為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
(14) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(15) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
該当事項はありません。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
該当事項はありません。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,669百万円、延滞債権額は65,930百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は3,340百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,605百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,546百万円であります。

なお、上記1.から4.までに掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,676百万円であります。

6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	396,454百万円
貸出金	30,000百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	32,805百万円
債券貸借取引受入担保金	83,573百万円
借用金	56,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,766百万円を差し入れております。

また、借用金6,590百万円の担保として未経過リース料契約債権7,280百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は39百万円及び保証金は1,814百万円、その他の無形固定資産のうち権利金は575百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は865,628百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが853,361百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額　42,147百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額　739百万円
10. 社債は劣後特約付無担保社債であります。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は5,031百万円であります。
12. １株当たりの純資産額　661円81銭
13. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△47,542百万円
年金資産（時価）	26,722百万円
未積立退職給付債務	△20,820百万円
未認識数理計算上の差異	10,312百万円
未認識過去勤務債務	―百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△10,508百万円
前払年金費用	―百万円
退職給付引当金	△10,508百万円

（連結損益計算書関係）
1. 「その他経常収益」には、株式等売却益680百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却5,422百万円及び株式等償却771百万円を含んでおります。
3. １株当たり当期純利益金額　26円45銭

（連結株主資本等変動計算書関係）
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	281,756	―	―	281,756	
合　計	281,756	―	―	281,756	
自己株式					
普通株式	5,985	56	4	6,037	(注)
合　計	5,985	56	4	6,037	

（注）　単元未満株式の買取りによる増加又は売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項
(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決　議)	株式の種　類	配当金の総　額	１株当たり配　当　額	基　準　日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	827百万円	3.00円	平成21年３月31日	平成21年６月26日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	827百万円	3.00円	平成21年９月30日	平成21年12月10日
合　計		1,654百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成22年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額　827百万円
② １株当たり配当額　3.00円
③ 基準日　平成22年３月31日
④ 効力発生日　平成22年６月30日
なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行並びに子会社及び子法人等12社で構成され、銀行業務を中心に証券業務、信用保証業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務においては、①預金等の受け入れ、資金の貸し付け又は手形の割引並びに為替取引、②債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務を行っております。また、証券業務においては、有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引その他の金融商品取引法上銀行が営むことができる業務を行っております。

当行では、これらの業務を行うなかで短期間の資金過不足を調整するためコール市場で資金の出し手や取り手となるほか、金融市場の状況や長短のバランスを考慮して、借入れや社債の発行等による資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当行では資産・負債の総合管理（以下「ＡＬＭ」という。）を行っております。また、その一環として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けてデリバティブ取引に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については、銀行業務においては主として国内の中堅企業及び個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当行は、奈良県を中心としてその隣接府県に営業拠点を展開しておりますが、マクロ経済の影響はもとより地域を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

証券業務においては、国債・地方債を中心とした内国債券、株式、外国証券及び投資信託等をその他有価証券として、また、私募債を満期保有目的債券としてそれぞれ保有しているほか、国債等を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

一方、金融負債については、銀行業務においては、主として国内の個人等からの安定的な預金等であり、これらは、金利の変動リスクに晒されております。また、借入金及び社債については、当行グループの格付が低下する等、一定の環境のもとで当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入れについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連では金利スワップ取引等、通貨関連では通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等、債券関連では債券先物取引等があります。また、複合金融商品に組み込まれたクレジットデリバティブ取引があります。当行では、当該取引を、顧客のリスクヘッジニーズにお応えするとともに対顧客取引等から生じるさまざまなリスクを適切に把握しこれらのリスクをコントロールする目的で利用するほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けて取り組んでおります。このうち、ヘッジ手段として利用しているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。当行では、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ等をヘッジ手段とし、固定金利貸出金及び固定金利預金等をヘッジ対象として、デリバティブ取引を実施しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引及びトレーディング目的として利用しているデリバティブ取引については、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「信用リスク管理規程」「資産の自己査定に関する規程」等に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定及び資産査定など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、当該部署から独立した監査部が与信管理の状況及び査定結果について監査しております。また、これら与信管理の状況は、定期的に常務会及び取締役会において審議・報告を行っております。

有価証券の信用リスク管理については、証券国際部と経営管理部において行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当行グループは、貸出金・預金、有価証券等の資産・負債について、ＡＬＭの観点から金利リスク等の市場リスクを総合的に管理しております。また、市場リスク管理規程において、「経営体力に応じた適切なリスク限度の設定と、市場リスクの適切な計測、把握により、過度のリスクテイクを回避するとともに、リスク・リターンを勘案した市場部門の効率的な運営に取り組む」ことを基本方針として明記しております。

市場リスク管理に関する重要事項の協議・決定機関であるＡＬＭ委員会において、半期ごとに自己資本や市場環境等を勘案してＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。金利リスクの計測は、経営管理部がＶａＲによって行い、月次でＡＬＭ委員会へ報告するなど遵守状況等を適切に管理しております。

また、ＶａＲ手法以外にも、ＢＰＶ（ベーシス・ポイント・バリュー）手法、金利変動シミュレーション等を組み合わせて活用し、多面的にリスクの把握、分析を行っております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券など投資商品の保有については、金利の先行きや株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮したうえで半期ごとに運用計画を策定し、ＡＬＭ委員会で協議・決定を行っております。有価証券等への投資は証券国際部が、また、業務・資本提携を含む事業推進目的での投資は営業統括部が行っておりますが、投資にあたっては市場環境の継続的なモニタリングや証券化商品などリスクの高い商品への投資制限などにより、価格変動リスクに留意しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、経営管理部がＶａＲによって行い、リスク限度額の遵守状況を月次でＡＬＭ委員会へ報告し、適切に管理しております。

(ⅲ)デリバティブ取引

当行グループは、ヘッジを目的とするデリバティブ取引についてはＡＬＭ委員会で基本方針及び執行方法を決定し、経営管理部で管理しております。一方、トレーディングを目的とするデリバティブ取引については、半期ごとにＡＬＭ委員会で取引限度額や損失上限額を定め、ミドルオフィスとしての機能を備えた経営管理部が、その遵守状況のモニタリング及びリスク量の把握を行っております。また、バックオフィスである証券国際部において、取引の確認、日々のポジションの時価評価及び損益状況等の把握を行うなど、これら関連部署が相互に牽制し、損失が一定の限度額を超えないように管理しております。

経営陣は、ミドルオフィス及びバックオフィスからそれぞれ報告を受けるほか、ＡＬＭ委員会において貸出金・預金、有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭ委員会で策定された月次資金計画に基づき、証券国際部が日々の資金繰りを管理し、経営管理部が管理状況をモニタリングしております。また、ＡＬＭ委員会において、定期的に資金化可能額・調達可能額を把握するなど資金繰りリスクに係る総合的な管理を行っております。

さらに、資金繰り状況に応じて、「平常時」・「懸念時」・「危機時」の３段階に区分し、各々の局面に応じた適切な管理態勢を構築し、機動的に対応が図れるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等及び重要性が乏しい科目は、次表には含めておりません（(注)２参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	124,821	124,826	4
(2) コールローン及び買入手形	2,145	2,145	―
(3) 買入金銭債権	4,421	4,421	―
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,831	1,831	―
(5) 金銭の信託	24,500	24,500	―
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,231	5,302	71
その他有価証券	1,551,696	1,551,696	―
(7) 貸出金	2,730,540		
貸倒引当金（＊１）	△34,974		
	2,695,565	2,708,367	12,801
資産計	4,410,214	4,423,091	12,877
(1) 預金	4,036,781	4,041,464	4,682
(2) 譲渡性預金	81,193	81,193	―
(3) 債券貸借取引受入担保金	83,573	83,573	―
(4) 借用金	62,890	62,939	48
(5) 社債	40,000	39,988	△11
負債計	4,304,439	4,309,159	4,719
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,045	7,045	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(983)	(1,013)	△29
デリバティブ取引計	6,061	6,031	△29

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、デリバティブを内包した定期預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、一括ファクタリング債権については約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格によっており、市場価格がないものについては合理的に算定された価額によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、受託銀行により付された評価額によっております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格によっており、市場価格がないものについては合理的に算定された価額によっております。上場投資信託は取引所の価格、これ以外の投資信託は投資信託協会が公表する基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。私募債は、期間、償還方法及び保証区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行がなされた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行した私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

「有価証券」中の国債のうち、変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引き続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の国債は18,923百万円増加、「繰延税金資産」は7,626百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は11,297百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生するコンベクシティ調整後の将来予測キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法で計算された価格に、ブラック・ショールズ型のオプション・モデルで計算した各将来予測キャッシュ・フローにかかるゼロフロアオプションの割引現在価値を加算する方式で算出された理論価格に基づき算定しております。なお、上記計算における主たる価格決定変数は、マーケットイールド及びフォワードレートボラティリティであり、マーケットイールドとして「国債スポットレート」が、また、フォワードレートボラティリティとして「円スワップションボラティリティ」がそれぞれ使用されております。

当行では、当該変動利付国債各銘柄の理論価格について、情報ベンダーが上記の方法に基づき算定した理論価格を入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）及び債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注）２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	2,276
②　組合出資金（＊３）	905
合　　計	3,182

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について17百万円の損失処理を行っております。

（＊３）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

当連結会計年度から、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	11

2．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	5,231	5,302	71
	小　計	5,231	5,302	71
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	小　計	―	―	―
合　計		5,231	5,302	71

3．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	68,181	52,110	16,071
	債　券	1,104,607	1,078,913	25,693
	国　債	861,984	842,716	19,267
	地方債	203,026	197,464	5,562
	社　債	39,596	38,732	863
	その他	137,996	132,905	5,091
	うち外国証券	131,772	127,197	4,575
	小　計	1,310,785	1,263,929	46,855
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	18,444	19,635	△1,190
	債　券	84,184	84,981	△796
	国　債	55,416	55,639	△223
	地方債	24,566	24,800	△233
	社　債	4,201	4,541	△339
	その他	139,125	153,615	△14,489
	うち外国証券	131,643	145,330	△13,687
	小　計	241,754	258,232	△16,477
合　計		1,552,539	1,522,161	30,378

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額2,276百万円）及び組合出資金（連結貸借対照表計上額905百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	3,891	680	157
債　券	209,266	1,006	561
国　債	122,180	278	433
地方債	53,406	485	115
社　債	33,679	242	12
その他	29,064	2,705	128
うち外国証券	28,994	2,686	128
合　計	242,222	4,392	847

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7. 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、824百万円（株式753百万円、その他70百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、あるいは連結会計年度末日に時価の下落率が30％以上50％未満の場合で１年以内に時価の回復する見込みがない場合であります。

（金銭の信託関係）
1. 運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	24,500	42

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）
該当ありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月12日

株式会社 南 都 銀 行
取 締 役 会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月12日

株式会社 南 都 銀 行
取 締 役 会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月12日

株式会社　南都銀行　監査役会

監査役(常勤)　坂　本　高　彦　　㊞

監査役(常勤)　逸　﨑　　正　　㊞

監　査　役　小　倉　修　三　　㊞

監　査　役　阪　井　紘　行　　㊞

監　査　役　湊　　明　彦　　㊞

(注)　監査役 小倉修三、阪井紘行、湊　明彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保を確保しつつ安定的な配当を継続的に行うため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金３円　総額827,157,309円

なお、中間配当金として３円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は１株につき６円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年６月30日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	5,700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,700,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役　西口廣宗、嶌川安雄、羽山太郎、三橋秀光、今西武史、吉田幸作の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役　米田清貴氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	西口廣宗（にしぐちひろむね） （昭和11年９月３日生）	昭和34年４月　当行入行 昭和55年11月　当行大宮支店長 昭和57年７月　当行橋本支店長 昭和59年10月　当行桜井支店長 昭和61年７月　当行業務本部副本部長 兼業務推進部長 平成元年６月　当行高田支店長 平成２年６月　当行取締役高田支店長 平成３年６月　当行取締役本店営業部長 平成５年６月　当行常務取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成７年６月　当行常務取締役 平成８年６月　当行専務取締役 平成９年６月　当行取締役頭取 平成20年６月　当行取締役会長 現在に至る	82,460株
2	嶌川安雄（しまかわやすお） （昭和28年１月３日生）	昭和51年４月　当行入行 平成８年７月　当行東生駒支店長 平成10年６月　当行本店営業部次長 平成12年２月　当行桜井支店長 平成14年６月　当行営業統括部長 平成16年６月　当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成18年６月　当行常務取締役 現在に至る	35,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
3	羽山太郎 (はやまたろう) (昭和27年４月15日生)	昭和50年４月　当行入行 平成８年11月　当行国際部長代理 平成11年１月　当行石切支店長 平成13年２月　当行営業統括部次長 平成13年４月　当行営業統括部次長 兼元気企業サポート室部内室長 平成14年６月　当行桜井支店長 平成16年６月　当行管理部長 平成17年６月　当行融資管理部長 平成18年６月　当行取締役融資管理部長 平成19年６月　当行取締役審査部長 平成20年６月　当行常務取締役審査部長 現在に至る	25,000株
4	三橋秀光 (みつはしひであき) (昭和30年８月25日生)	昭和53年４月　当行入行 平成12年２月　当行総合企画部長代理 平成14年６月　当行総合企画部次長 平成16年６月　当行郡山支店長 平成18年６月　当行証券国際部長 平成20年６月　当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 現在に至る	17,000株
5	今西武史 (いまにしたけし) (昭和30年５月27日生)	昭和53年４月　当行入行 平成13年２月　当行吉田支店長 平成16年１月　当行大阪北支店長 平成18年８月　当行新大阪支店長 平成19年６月　当行大阪地区本部副本部長 平成20年６月　当行取締役大阪中央営業部長 現在に至る	23,082株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
6	よしだ　こうさく 吉田幸作 （昭和30年２月18日生）	昭和53年４月　当行入行 平成11年６月　当行本店営業部長代理 平成14年６月　当行営業統括部次長 兼元気企業サポート室部内室長 平成16年２月　当行高田本町支店長 平成17年６月　当行秘書室長 平成20年３月　当行事務部長 平成20年６月　当行取締役事務統括部長 現在に至る	13,000株
7 ※	たむら　たけよし 田村健吉 （昭和31年５月８日生）	昭和54年４月　当行入行 平成12年10月　当行平城西支店長 平成15年１月　当行西大寺北支店長 平成16年６月　当行総合企画部副部長 平成19年６月　当行高田支店長 平成21年10月　当行公務部長 現在に至る	14,000株

※は新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　阪井紘行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株　式　数
阪　井　紘　行 （昭和17年１月25日生）	昭和48年４月　弁護士登録 塩見・山本法律事務所入所 昭和52年４月　阪井紘行法律事務所開設 現在に至る 平成18年４月　日本弁護士連合会常務理事 平成18年６月　当行監査役 現在に至る	4,000株

注　1．阪井紘行氏は、社外監査役の候補者であり、当行は、株式会社東京証券取引所並びに株式会社大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

2．阪井紘行氏につきましては、弁護士として有する専門知識、経験等を当行の監査に反映していただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断いたしております。

3．阪井紘行氏の当行監査役在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役　米田清貴氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
こめ　だ　きよ　たか 米　田　清　貴	平成19年６月　当行取締役本店営業部長 現在に至る

また、当行は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成22年５月13日開催の取締役会において、取締役及び監査役を対象とした従来の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第２号議案を原案どおりご承認いただいた場合に重任される取締役６名を含めた取締役14名、及び第３号議案を原案どおりご承認いただいた場合に重任される監査役１名を含めた監査役５名に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各人の役員退任以降といたします。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
にし　ぐち　ひろ　むね 西　口　廣　宗	平成２年６月　当行取締役高田支店長 平成３年６月　当行取締役本店営業部長 平成５年６月　当行常務取締役東京支店長兼東京事務所長 平成７年６月　当行常務取締役 平成８年６月　当行専務取締役 平成９年６月　当行取締役頭取 平成20年６月　当行取締役会長 現在に至る

氏　　名	略　　歴
うえ　の　やす　お 植　野　康　夫	平成11年６月　当行取締役人事部長 平成12年６月　当行取締役本店営業部長 平成14年６月　当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱 平成16年６月　当行専務取締役 平成20年６月　当行取締役頭取 現在に至る
かせ　い　　ただし 紺　井　　憲	平成11年６月　当行取締役管理部長 平成14年６月　当行取締役本店営業部長 平成15年６月　当行常務取締役大阪支店長 平成16年６月　当行常務取締役 平成19年６月　当行常務取締役大阪地区本部長 平成20年６月　当行専務取締役大阪地区本部長 現在に至る
ほり　うち　やす　お 堀　内　保　男	平成11年６月　当行取締役公務部長 平成13年６月　当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成15年６月　当行常務取締役東京支店長 平成16年６月　当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱 平成16年10月　当行常務取締役 平成20年６月　当行専務取締役 現在に至る
しま　かわ　やす　お 嶌　川　安　雄	平成16年６月　当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成18年６月　当行常務取締役 現在に至る
はし　もと　まさ　あき 橋　本　正　昭	平成17年６月　当行取締役証券国際部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成19年６月　当行常務取締役東京支店長兼東京事務所長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る
まつ　おか　ひろ　き 松　岡　弘　樹	平成17年６月　当行取締役総合企画部長 平成19年６月　当行常務取締役総合企画部長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る
は　やま　た　ろう 羽　山　太　郎	平成18年６月　当行取締役融資管理部長 平成19年６月　当行取締役審査部長 平成20年６月　当行常務取締役審査部長 現在に至る

氏　　名	略　　歴	
橋本　隆史（はしもと　たかし）	平成19年６月	当行取締役人事部長 現在に至る
三橋　秀光（みつはし　ひであき）	平成20年６月	当行取締役東京支店長兼東京事務所長 現在に至る
今西　武史（いまにし　たけし）	平成20年６月	当行取締役大阪中央営業部長 現在に至る
吉田　幸作（よしだ　こうさく）	平成20年６月	当行取締役事務統括部長 現在に至る
北　　義彦（きた　よしひこ）	平成21年６月 平成22年４月	当行取締役営業統括部長 当行取締役営業統括部長兼バリュー開発部長 現在に至る
箕輪　尚起（みのわ　なおき）	平成21年６月	当行取締役総合企画部長 現在に至る
坂本　高彦（さかもと　たかひこ）	平成20年６月	当行常任監査役（常勤） 現在に至る
逸﨑　　正（いつさき　ただし）	平成19年６月	当行監査役（常勤） 現在に至る
小倉　修三（おぐら　しゅうぞう）	平成15年６月	当行監査役 現在に至る
阪井　紘行（さかい　ひろゆき）	平成18年６月	当行監査役 現在に至る
湊　　明彦（みなと　あきひこ）	平成21年６月	当行監査役 現在に至る

第５号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

今般の役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止並びに諸般の事情を考慮して、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役は15名であり、第２号議案が原案どおり承認されますと本総会終結の時からも15名となります。

なお、各取締役への割当てについては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行の取締役に対して、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるためであります。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数

1,400個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の数の上限といたします。

目的となる株式の種類

当行普通株式140,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。

新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1. ご留意いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

※インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

(2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成22年６月28日（月曜日））午後５時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2. お手続きの方法

(1) http://daiko-sb.gcan.jpにアクセスしてください。

「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。

なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) 株主さま確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主さま以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主さまの任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、又はNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

（Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標又は商標です。）

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

② 以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、ｉモード、Yahoo！ケータイ

（EZwebはKDDI株式会社、ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。）

4. お問い合わせ先（通話料無料）

◆インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ＩＴヘルプデスク）

電話　0120－911－860（受付時間：24時間）

◆上記以外の株式に関する各種お問い合わせ先

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

電話　0120－255－100（株式事務に関するご照会）

電話　0120－351－465（特別口座に関するご照会）

（受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00）

以　上

メ　モ

株 主 総 会 会 場 の ご 案 内

場所　奈良市橋本町16番地　当行本店６階大会議室

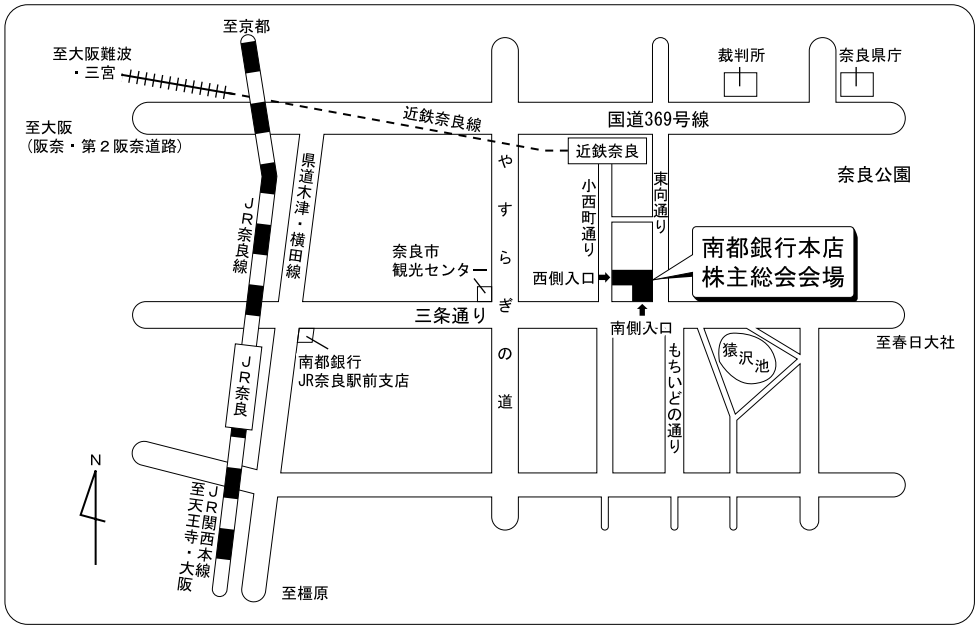

（最寄駅）近鉄奈良線　奈良駅より徒歩約５分